

## 公共サービス改革分科会の設置と調達改革について

平成 22 年 11 月 16 日

内閣府

### 1. 公共サービス改革分科会の設置

- (1) 9月 30 日、行政刷新会議において公共サービス改革分科会の設置が決定、分科会では、調達に焦点を当て検討を進め、来春に「公共サービス改革プログラム」を策定する予定。
- (2) 政府機関の調達は年間 10 兆円超、事業仕分けを行った後に残る予算の効率化のためには、公共サービスのコストに直結する調達の改革が重要。調達改革に際しては、その目的がVFM(バリュー・フォー・マネー)を高めることであることに留意。
- (3) 調達改革の主な検討課題：隨意契約・一者応札、共同調達、競り下げ入札、競争的交渉、ネットオークション、カード決済等、旅費等内部事務。

### 2. 各府省との連携・協力

- (1) 平成 22 年 10 月 22 日付け「公共調達に関する各府省との意見交換の実施について」に基づく作業。
  - ① 照会事項への対応
  - ② 現在の調達・契約制度の問題点の指摘、改善すべき点などの提案
  - ③ 内閣府公共サービス改革室との意見交換の実施
- (2) 各府省で自律的に効率的・効果的な調達を行うための仕組み、政務三役のリーダーシップ。

**行政刷新会議  
公共サービス改革分科会（第1回）  
議事次第**

平成22年11月4日(木) 10:00~12:00

永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 委員紹介
3. 本分科会の検討事項
  - (1) 検討事項及び検討の進め方
  - (2) 調達に関する改革
  - (3) 地域における公共サービス改革
4. 調達に関する個別の検討課題
  - (1) 隨意契約・一者応札
  - (2) 共同調達
5. 閉会

(資料)

- |      |                             |
|------|-----------------------------|
| 資料1  | 分科会の検討事項及び検討の進め方（案）         |
| 資料2  | 調達に関する現状と検討課題               |
| 資料3  | 大久保委員提出資料                   |
| 資料4  | 地域における公共サービス改革の推進           |
| 資料5  | 根本委員提出資料                    |
| 資料6  | 競争性の確保について（随意契約、一者応札）       |
| 資料7  | 共同調達について                    |
| 参考資料 | 公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定） |

\* 資料は、公共サービス改革分科会ホームページ

<http://www.cao.go.jp/sasshin/koukyo-service/meeting/2010.html#bunkakai> に掲載

## 公共サービス改革分科会 構成員

分科会長	平野 達男	内閣府副大臣（公共サービス改革担当）
分科会長代理	園田 康博	内閣府大臣政務官（公共サービス改革担当）
分科会長代理	勝俣 恒久	東京電力株式会社取締役会長
	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ パートナー&マネージング・ディレクター
	大久保 和孝	新日本有限責任監査法人 公認会計士・CSR推進部長
	落合 誠一	中央大学法科大学院教授・東京大学名誉教授
	小幡 純子	上智大学法科大学院長
	樺谷 隆夫	公認会計士・税理士
	関 幸子	NPO法人地域産業おこしに燃える人の会理事長
	根本 祐二	東洋大学経済学部教授
	穂坂 邦夫	NPO法人地方自立政策研究所理事長

## 資料 1

### 分科会の検討事項及び検討の進め方（案）

平成 22 年 11 月 4 日  
公共サービス改革担当事務局

#### 1. 検討事項

本年 9 月 30 日の行政刷新会議資料「公共サービス改革の進め方について」（別紙参照）を踏まえ、次に掲げる諸課題を本分科会の検討事項として取り上げる。

- (1) 調達に関する改革（資料 2、資料 3 参照）
- (2) 公共サービス改革の推進メカニズムの整備

\* 各府省等関係機関の取組を統合的に推進・フォローアップするメカニズム

- (3) 地域における公共サービス改革の推進（資料 4、資料 5 参照）

#### 2. 検討の進め方

- (1) 来春までの間、月 1 回程度の頻度で分科会を開催。
- (2) 第 1 回～第 4 回会合では、公共サービス改革に関する個別課題について、その具体的推進策を検討。
  - \* 調達に関する検討では、第 3 回会合までに「随意契約・一者応札」、「共同調達」、「競り下げ入札」、「競争的交渉」、「ネットオークション」、「カード決済等」、「旅費等内部事務」等を取り上げる予定。
- (3) この間、調達に関する有識者、民間事業者等へのヒアリング、地域における公共サービス改革の現地視察等を実施し、その結果を分科会に報告。
- (4) 第 4 回～第 6 回会合では、公共サービス改革の具体的推進策（制度改正、運用改善等）を盛り込んだ「公共サービス改革プログラム」（案）を検討。
- (5) 来春「公共サービス改革プログラム」を取りまとめ、行政刷新会議へ報告。

## 分科会の検討事項及び検討の進め方(案)

別添 1

	検討事項	ヒアリング会合・視察	その他
11月	11/4 第1回分科会	調達に関する有識者、民間事業者等へのヒアリング 各府省との意見交換	地域における公共サービス改革の現地視察 民間などからの意見募集
12月	第2回分科会	○公共サービス改革に関する個別課題について、その具体的な推進策を検討。 ・随意契約一括応札 ・共同調達 ・競争下げる入札 ・ネットオーネーション ・カード決済等 ・旅費等内部事務等のテーマを検討	結果の分科会への報告
1月	第3回分科会		
2月	第4回分科会		
来春	第5回分科会	○公共サービス改革の具体的な推進策(制度改正、運用改善等)を盛り込んだ「公共サービス改革プログラム」(案)を検討	「公共サービス改革プログラム」取りまとめ、行政刷新会議へ報告
	第6回分科会		

## 公共サービス改革の進め方について

平成 22 年 9 月 30 日  
行政刷新会議

### 1. 基本的考え方

- (1) 本年 7 月、「公共サービス改革基本方針」が閣議決定され、より包括的な広義の公共サービス改革の推進について検討することとされた。
- (2) 公共サービスの改革に当たっては、まず、国民に真に必要な公共サービスであるか否かを判断する必要があるが、この点は、事業仕分けを通じ、事業の廃止や見直しが行われてきている。
- (3) その上で、国民に必要な公共サービスをより効率的・効果的に提供するためには様々な努力が必要であるところ、公共サービスを提供する前提となる財・サービスの調達については、会計検査、行政評価、事業仕分けでも問題が指摘されるなど、改善の余地が残されている。諸外国でも、予算効率化の重要な手段として、調達の合理化が取り上げられており、我が国でもこれに重点的に取り組む必要性が高い。
- (4) こうした観点を踏まえ、行政刷新会議の下に「公共サービス改革分科会」を設置し、公共サービス改革の更なる推進に向けた具体的方策について幅広く検討していくこととする。

### 2. 主な検討事項

- (1) 広義の公共サービス改革の推進：公共サービス関連制度の現状分析、課題抽出、推進のための具体的方策（調達の効率化、内部管理業務の効率化、入札方式に関する検討、その他適切な調達のための制度設計）

公共サービス改革分科会の設置について

平成 22 年 9 月 30 日  
行政刷新会議

1. 「行政刷新会議の設置について」（平成 21 年 9 月 18 日閣議決定）5 に基づき、広義の公共サービス改革を推進するため、公共サービス改革分科会（以下、「分科会」という。）を設置する。
2. 分科会の構成員は、以下のとおりとする。

分科会長 内閣府副大臣（公共サービス改革担当）  
分科会長代理 内閣府大臣政務官（公共サービス改革担当）及び議長が指名する者  
構成員 議長が指名する者

3. 必要に応じ、特定の分野に関する検討を行うため、分科会にワーキンググループを設置する。
4. 各ワーキンググループの構成員は、以下のとおりとする。

主査 内閣府大臣政務官（公共サービス改革担当）及び議長が指名する者  
構成員 議長が指名する者

5. 分科会及びワーキンググループにおいて配布された資料は、原則として、公表する。
6. 分科会及びワーキンググループの議事概要を公表する。
7. 前各項に定めるもののほか、分科会及びワーキンググループの運営に関する事項その他必要なことは、分科会長が定める。

- (2) 公共サービス改革の推進メカニズムの整備：関係機関の取組を統合的に推進・フォローアップするメカニズム
- (3) 地域における公共サービス改革の推進：「新しい公共」、公民連携の動きも踏まえた具体的方策

### 3. 検討の進め方

- (1) 各府省（公共サービス改革に臨む対応方針）、有識者、民間企業等からのヒアリング、「国民の声」の募集（9月10日～10月14日：公共サービス改革に関する集中受付期間）等を通じて、現状分析、課題抽出を行う。
- (2) これらをもとに、来春を目指し、公共サービス改革を推進するための具体的方策（運用改善、制度改正等）を取りまとめる。

# 「国民の声」受付結果及び内容について

平成22年11月4日  
公共サービス改革担当事務局

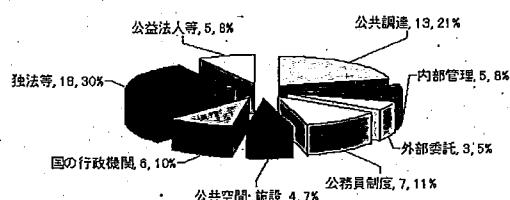
## 1. 受付状況

### ① 受付総件数 210件

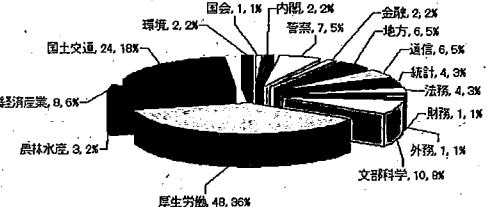
- ・公共サービス関係制度に関する御意見: 61件(29%)
- ・個別の公共サービスに対する御意見: 129件(61%)
- ・分類不可能: 20件(10%)

(※) 分類は公共サービス改革推進室による。

#### 公共サービス関係制度に関する御意見



#### 個別の公共サービスに対する御意見



### ② 提案主体別分類

個人 107件(51%) 国・地方公共団体 6件(3%) 民間事業者 9件(4%)  
法人・団体 40件(19%) その他・不明 48件(23%)

## 2. 提案の事例

### 1. 公共サービス関係制度に関する御意見

#### ① 調達手続における競争的対話の導入

調達者と提案者との競争的な対話の機会を選定手続に複数回設け、段階的に選定を行う方法を公共調達に特例的に導入すること。

#### ② 公物管理権の民間開放

道路法上の道路管理者など公物管理者は行政に限定されている。また、都市計画法、都市公園法、河川法、下水道法等では、明示的ではないが官を管理者として想定した制度設計となっている。個別の公物管理法・規則・制度・手続きを、民間事業者がそれを担うことができるようとする。

#### ③ 地方公務員の出向の容易化

地方公共団体の事務事業であってPFI、指定管理者、民間委託その他の方法により民間企業にその実施を委ねている場合において、当該民間企業に、当該地方公共団体の地方公務員を公務員としての身分を有したまま派遣することができるようとともに、派遣期間を5年に、延長できる期間については10年に引き延ばすことを求める。

### 2. 個別の公共サービスに対する御意見

#### ① 保育施設の確保・介護施設の確保

公共住宅や小中学校を転用して、施設の拡大を図るべき。

#### ② 高速道路料金をETCなしに1000円に

土日祝日の高速道路料金をETCなしに1000円にしてほしい。

#### ③ 運転免許取得制度の柔軟化・サービス向上

土・日・祝日・平日夜間の免許試験業務実施等

## 資料 2

\* 別紙は 1 及び 5 を添付

### 調達に関する現状と検討課題

平成 22 年 11 月 4 日  
公共サービス改革担当事務局

#### 1. 調達改革の必要性

- (1) 事業仕分けを行った後の残った予算をどうやって効率化するかが大きな課題。予算効率化の対象としては、調達が重要（調達は政府サービスのコストに直結）。
- (2) 府省、独立行政法人などの政府機関は、日本で最大の購買者。各機関が当事者となる契約だけでも毎年約 11 兆円にのぼり、この他、補助金や各制度を通じて購入しているものなども存在。 ※別紙 1
- (3) 旅費や会計等の内部管理事務は、民間では外部委託が幅広く実施されているが、政府部門では、自前で処理される範囲が広く、業務効率化の観点から改善の余地がある。
- (4) 公共サービスの多様化・高度化が進み、民間の技術も発展している中で、現在の手続き重視の画一的な公共調達では、最適な調達を達成することは困難。
- (5) 調達については、これまでにも所管公益法人への随意契約などの問題が指摘され、対策が講じられているところであるが、十分とはいえず、課題が残されている。

※英米でも調達改革は予算効率化の重要な課題

英国の Efficiency Programme(2005) の効率化目標は年間 215 億ポンド

（そのうち調達は約 4 割、地方政府を含む）。

米国の Acquisition and Contracting Improvement Plans and Pilots(2009) は、調達や契約の改善により、年間 400 億ドルの効率化を目指す。

## 2. 関係機関

公共調達については、会計法令を所管する財務省だけではなく、調整を行う内閣官房や内閣府、評価・検査を行う総務省や会計検査院、個別の関係法令を所管する国土交通省など、多岐にわたる機関が存在。 ※別紙2

## 3. 取組の経緯

これまでの調達改革の流れは大まかに3つに分類できる。 ※別紙3

(1) 入札談合、贈収賄事件の摘発等を発端とした公共工事の入札・契約制度の改革であり、透明性の確保、公正な競争の促進等の適正化の流れと品質確保の流れがある（平成5年頃～）。

平成13年 4月 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行  
17年 4月 公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行  
20年 3月 「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（関係省庁連絡会議）

(2) 所管公益法人等への随意契約問題、分割少額隨契問題等を発端とした随意契約の見直し（平成16年頃～）

平成18年 8月 「公共調達の適正化について」（財務大臣通知）  
19年 1月 「随意契約の適正化について」（関係省庁連絡会議）  
19年11月 「随意契約の適正化の一層の推進について」（関係省庁連絡会議）

(3) 行政減量化・効率化の推進（平成11年頃～）

平成20年 5月 「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」  
（内閣官房・内部管理業務の抜本的効率化検討チーム）  
21年10月～ 無駄な予算執行の排除等の方針「予算編成等の在り方の改革について」  
（閣議決定）  
21年11月～ 行政刷新会議による事業仕分け  
22年 4月～ 各府省で予算監視・効率化チームを設置、行政事業レビュー

※関係機関による調達に係る主な指摘事項等：別紙4

#### 4. 今後の検討課題

##### (1) 基本的な考え方

- ① 調達改革の目的はバリュー・フォー・マネー（VFM）を高めることであり、そのためには、透明性や公正性を確保した上で、財・サービスの性質に応じて、より良いものを、より低価格で、より簡単に調達できる仕組みをつくる必要がある。
- ② 改革に当たっては、調達・契約手法の検討だけではなく、組織や人員、調達事務、内部統制等の観点から、調達を推進するメカニズムや基盤をつくることが必要。府省が自律的に取り組む仕組みを目指す。

##### (2) 検討の対象

これまでの取組を更に発展させるためには、調達全般にわたる現状・問題点を分析するとともに、改善策・改革案を検討する必要があり、その主な対象は別紙5のとおり。

## 国、独立行政法人等による調達の規模

### ○ 国の支出の原因となる契約

(少額随意契約を除く、平成20年度)

約8.1兆円

### ○ 独立行政法人の支出の原因となる契約

(少額随意契約を除く、平成20年度)

約2.4兆円

### ○ 国立大学法人の支出の原因となる契約

(平成20年度)

約1.0兆円

(備考) 国の財務書類(一般会計・特別会計、平成20年度)

- 施設整備支出 約4.2兆円
- 委託費等 約2.7兆円
- 庁費等 約2.4兆円
- 防衛装備品等購入費等 約1.6兆円
- その他支出(旅費等) 約1.3兆円

## 調達改革の主な検討事項

検討項目	現状・問題点
競争性透明性	<p>随意契約・一者応札</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人等、特定の事業者が業務を独占。</li> <li>・一般競争入札等でも実質的な競争が働いていない。</li> <li>・競争環境の整備(仕様、手続き期間、複数年度化等)が必要。</li> </ul>
契約手法の多様化	<p>競り下げ入札 (リバースオークション)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より開かれた競争とすることで、より廉価な調達等を期待。</li> <li>・独法等では導入事例あり。</li> </ul>
	<p>競争的交渉 (総合評価方式等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧米の政府では、技術・価格提案をもとに、応札者との交渉により落札者を決める方が、ベストバリューを高めるために普及。</li> <li>・独法等では導入事例あり。</li> </ul>
	<p>公共サービス改革法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争の導入による公共サービスの民間開放、質の維持向上、経費削減で成果。</li> <li>・調達全般の改善に取り組む上で、同法の位置付けを整理・再確認する必要。</li> </ul>
事務の改善、効率化	<p>共同調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省それぞれ調達事務を行うことは非効率。</li> <li>・平成21年度より「一括調達の運用ルール」により試行中。</li> </ul>
	<p>ネットオークション (売り払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不用物品の売扱の推進等が期待される。</li> <li>・一部府省で実施事例あり。</li> </ul>
	<p>カード決済 (少額随契等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・価格比較などが容易に行え、もっとも安価な商品を簡単に選択できる。</li> <li>・一部では実施済み。</li> <li>・運用上のルール(コンプライアンス)の明確化が必要。</li> </ul>
	<p>旅費等内部事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多大な管理業務の効率化が急務。</li> <li>・平成21年度より旅費業務の一部をアウトソーシングしている事例あり。</li> <li>・抜本的な効率化のためには業務手続・規定等の再整理・標準化が必要。</li> </ul>
推進メカニズム	<p>インセンティブ (官)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政組織においては、費用節減への動機付け(インセンティブ)が乏しい。</li> <li>・創意工夫による費用節減への動機付けを高め、効率化を実現することが必要。</li> </ul>
	<p>インセンティブ (民)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者にとって、業務効率化を提案してもメリットが無く、指示通り・必要最小限の対応となりがちになる。</li> <li>・民間事業者に対する費用節減や質の向上への動機付け(インセンティブ)を高めることが必要。</li> </ul>
	<p>クレーム制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国の不正請求禁止法には、政府に対する企業等の不正請求を告発した私人が、賠償額のうち最大30%を報酬として受け取ることできる制度(いわゆる「キタム訴訟制度」)が存在。</li> <li>・日本における住民訴訟等では、私人に対する報酬なし。</li> </ul>
	<p>体制整備 省庁間連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達全般を横断的にチェックし、戦略的に対応することが困難。</li> <li>・制度官庁における指摘を一元的にフォローアップする仕組みがない。</li> <li>・調達実績の検証、調達情報の共有がなされていない。</li> <li>・府省における調達・契約の組織、人材が十分ではない。</li> </ul>
地域における公共サービス改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達効率化、民間委託等で一定の成果が上がっているものの、改革ノウハウの共有、課題の検討等により、公共サービス改革を一層推進することが必要。</li> <li>・「新しい公共」の観点を踏まえた公民連携・協働を進めることが課題。</li> </ul>